

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第1編 地震災害対策計画

第1章 地震災害対策の計画的な推進

第2節 市の自然的、社会的条件

頁	改正後	改正前
地震 1-5	<p>第2 社会的条件 (略)</p> <p>2 土地利用 (略)</p> <p>(2) 市街化区域及び市街化調整区域 市における平成28年11月1日現在での市街化区域及び市街化調整区域は、次のとおりです。</p> <p>表 市街化区域及び市街化調整区域 平成28年11月1日変更 神奈川県告示第500号</p> <p>市街化区域 <u>2,802</u>ha 市街化調整区域 <u>8,578</u>ha</p> <p>3 交通 (1) 公共交通機関 市の鉄道は、J R 東海道線新幹線の停車駅である小田原駅を中心に、J R 東海道本線、小田急小田原線、伊豆箱根鉄道大雄山線、箱根登山鉄道が配置されています。 (略)</p>	<p>第2 社会的条件 (略)</p> <p>2 土地利用 (略)</p> <p>(2) 市街化区域及び市街化調整区域 市における平成21年9月18日現在での市街化区域及び市街化調整区域は、次のとおりです。</p> <p>表 市街化区域及び市街化調整区域 平成21年9月18日変更 神奈川県告示第455号及び第456号</p> <p>市街化区域 <u>2,797</u>ha 市街化調整区域 <u>8,609</u>ha</p> <p>3 交通 (1) 公共交通機関 市の鉄道は、J R 東海道線新幹線の停車駅である小田原駅を中心に、J R 東海道本線、小田急電鉄小田原線、伊豆箱根鉄道大雄山線、箱根登山鉄道が配置されています。 (略)</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第1編 地震災害対策計画

第1章 地震災害対策の計画的な推進

第5節 計画の推進主体とその役割

頁	改正後	改正前
地震 1-18	<p>第3 市民及び企業等の責務</p> <p>1 市民</p> <p>ア 「自らの身は、自ら守る」という自主防災の観点から、3日分、<u>推奨1週間分</u>の食料・飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄や家具・ブロック塀等の転倒防止対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり、<u>飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等</u>、自らが防災対策を行います。</p>	<p>第3 市民及び企業等の責務</p> <p>1 市民</p> <p>ア 「自らの身は、自ら守る」という自主防災の観点から、3日分の食料・飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄や家具・ブロック塀等の転倒防止対策の実施等の予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等、自らが防災対策を行います。</p>
地震 1-19	<p>第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p>	<p>第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p>
地震 1-20	<p>3 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p>	<p>3 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p>
地震 1-21	<p>(10) 東京管区气象台 (横浜地方气象台)</p> <p>ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表</p> <p>イ 気象、地象 (地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び警報等の<u>防災情報の発表、伝達及び解説</u></p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報<u>及び通信施設の整備の努力</u></p>	<p>(10) 東京管区气象台 (横浜地方气象台)</p> <p>ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表</p> <p>イ 気象業務に必要な観測体制の<u>充実</u>、予報や通信等の施設及び設備の整備</p> <p>ウ 気象、地象 (地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び警報・注意報、並びに台</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>エ <u>地方公共団体</u>が行う<u>防災対策</u>に関する技術的な支援・<u>助言</u></p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の<u>努力</u></p> <p>(11) 関東総合通信局</p> <p>ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の<u>運営に関すること</u></p> <p>イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関する<u>こと</u></p> <p>ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確認するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の<u>実施に関すること</u></p> <p>エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する<u>こと</u></p>	<p>風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、防災機関や報道機関を通じた住民への周知</p> <p>エ 気象庁が発表する緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報</p> <p>オ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力</p> <p>カ 災害の発生が予想されるときや災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等の実施</p> <p>キ 県や市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発<u>活動</u></p> <p>(11) 関東総合通信局</p> <p>ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営</p> <p>イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し</p> <p>ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確認するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施</p> <p>エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第1編 地震災害対策計画

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第1節 災害時情報収集・提供体制の拡充

頁	改正後	改正前
地震 3-1	<p>災害時には、気象、水防、地震情報及び避難情報あるいは被害情報等各種の情報量が飛躍的に増大します。このため、これらの各種情報を的確に把握し、処理、判断するとともに、関係機関及び市民に対して迅速、的確に伝達し、初動体制の確立を図る必要があります。したがって、<u>災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図るとともに、情報の収集及び伝達に必要な防災情報施設並びに通信施設の整備拡充を図ります。</u></p>	<p>災害時には、気象、水防、地震情報及び避難情報あるいは被害情報等各種の情報量が飛躍的に増大します。このため、これらの各種情報を的確に把握し、処理、判断するとともに、関係機関及び市民に対して迅速、的確に伝達し、初動体制の確立を図る必要があります。したがって、情報の収集及び伝達に必要な防災情報施設並びに通信施設の整備拡充を図ります。</p>

第1編 地震災害対策計画

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第2節 災害対策本部組織体制の拡充

頁	改正後	改正前
地震 3-3	<p>第1 組織体制の充実等</p> <p>市は、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応できるよう、市災害対策本部等防災組織体制の充実を図ります。その際、専門的知見を有する職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討します。</p> <p>また、<u>躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行</u></p>	<p>第1 組織体制の充実等</p> <p>市は、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応できるよう、市災害対策本部等防災組織体制の充実を図ります。その際、専門的知見を有する職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討します。</p> <p>また、県や防災関係機関等と連携し、様々な場面を想定した市災害対策本部の運営訓練、市職員の緊急参集訓練や図上訓練を重</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>するための役割を分担するなど、<u>全庁をあげた体制の構築に努めるとともに、</u>県や防災関係機関等と連携し、様々な場面を想定した市災害対策本部の運営訓練、市職員の緊急参集訓練や図上訓練を重ね、非常時に臨機応変な対応がとれるよう努めます。</p>	<p>ね、非常時に臨機応変な対応がとれるよう努めます。</p>

第1編 地震災害対策計画

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第3節 救助・救急、消火活動体制の充実

頁	改正後	改正前
地震 3-8	<p>第5 広域応援体制の強化</p> <p>市は、県、警察、自衛隊、海上保安庁との協調、医療機関との連携等の強化を進めるとともに、広域消防相互応援や緊急消防援助隊等について円滑な要請・受入れ及び指揮が行えるよう体制を整備します。</p>	<p>第5 広域応援体制の強化</p> <p>市は、県、警察、自衛隊、海上保安庁との協調、医療機関との連携等の強化を進めるとともに、広域消防相互応援や緊急消防援助隊について円滑な要請・受入れ及び指揮が行えるよう体制を整備します。</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第1編 地震災害対策計画

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第5節 避難対策

頁	改正後	改正前
地震 3-10	<p>第1 避難場所の確保及び整備 (略)</p> <p>4 <u>風水害避難場所</u> 風水害により災害の範囲が限定される場合に、小・中学校及び公共施設等の中から短期的な避難場所として選定します。</p> <p>5 <u>土砂災害避難場所</u> <u>風水害（土砂災害）により災害の範囲が限定される場合に、公共施設及び民間施設等の中から短期的な避難場所として選定します。</u></p> <p><u>6</u> 津波一時避難施設（指定緊急避難場所） 津波を伴う地震が発生した場合、津波から一時的に避難するための施設であり、協定を結んだ民間施設（津波避難ビル）のほか、公共施設を指定します。 (略)</p>	<p>第1 避難場所の確保及び整備 (略)</p> <p>4 風水害等避難所 風水害等により災害の範囲が限定される場合は、小・中学校及び公共施設等の中から短期的な避難所として選定します。</p> <p>5 津波一時避難施設（指定緊急避難場所） 津波を伴う地震が発生した場合、津波から一時的に避難するための施設であり、協定を結んだ民間施設（津波避難ビル）のほか、公共施設を指定します。 (略)</p>
地震 3-11	<p>第4 市民への周知 市は、災害時に安全かつ迅速に避難が行えるよう、地域内の避難場所、避難経路、避難指示方法について、あらかじめ市民に周</p>	<p>第4 市民への周知 市は、災害時に安全かつ迅速に避難が行えるよう、地域内の避難場所、避難経路、避難指示方法について、あらかじめ市民に周</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>知するとともに、早期の自主避難の重要性について周知するよう努めます。</p> <p>なお、一時避難場所、広域避難所、その他の避難所、<u>風水害避難場所、土砂災害避難場所</u>、及び津波一時避難施設の各避難場所の役割の違いや、避難の際には発生するおそれのある災害から命を守るために適した避難場所へ避難すること、<u>避難時の周囲の状況等により避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」への移動または「屋内安全確保」を行うべきこと</u>について、住民への周知徹底を図ります。</p>	<p>知するとともに、早期の自主避難の重要性について周知するよう努めます。</p> <p>なお、一時避難場所、広域避難所、その他の避難所、風水害等避難所、及び津波一時避難施設の各避難場所の役割の違いや、避難の際には発生するおそれのある災害から命を守るために適した避難場所へ避難することについて、住民への周知徹底を図ります。</p>

第1編 地震災害対策計画

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第6節 要配慮者に対する対策

頁	改正後	改正前
地震 3-13	<p>第1 避難誘導及び生活支援体制の整備</p> <p>1 避難行動要支援者名簿等の作成 (略)</p> <p>ウ 名簿及び所在マップは避難行動要支援者個人のプライバシーに十分配慮し、平常時から、避難支援等の実施に必要な限度で、防災本部長（各自治会長）、消防機関及び民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に配付します。なお、所在情報の更新については、民生委員・児童委員の協力の</p>	<p>第1 避難誘導及び生活支援体制の整備</p> <p>1 避難行動要支援者名簿等の作成 (略)</p> <p>ウ 名簿及び所在マップは避難行動要支援者個人のプライバシーに十分配慮し、平常時から、避難支援等の実施に必要な限度で、防災本部長（各自治会長）、消防機関及び民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に配付します。なお、所在情報の更新については、民生委員・児童委員の協力のもと</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	もとに定期的に行うとともに、 <u>庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めます。</u>	に定期的に行います。

第1編 地震災害対策計画

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第8節 食料、飲料水及び生活必需品の供給対策

頁	改正後	改正前
地震 3-17	<p>第3 防災倉庫及び<u>地域内輸送拠点（救援物資ターミナル）</u>の整備</p> <p>現在、市の公共施設や小・中学校等にコンテナ型防災倉庫や防災備蓄庫を設置し、食料、生活必需品の備蓄を図っています。防災倉庫等の設置について計画的な推進を図るとともに、備蓄物資は更新していきます。</p> <p>また、<u>地域内輸送拠点（救援物資ターミナル）</u>を設置して救援物資、調達物資等の受入れ、仕分け、在庫管理及び配送等を行うため、被災地や避難所への的確かつ迅速な供給体制を確保します。</p> <p>なお、ヘリコプターにより緊急に輸送される物資の受入れは、ヘリコプター臨時離着陸場にて行うものとします。</p>	<p>第3 防災倉庫及び救援物資ターミナルの整備</p> <p>現在、市の公共施設や小・中学校等にコンテナ型防災倉庫や防災備蓄庫を設置し、食料、生活必需品の備蓄を図っています。防災倉庫等の設置について計画的な推進を図るとともに、備蓄物資は更新していきます。</p> <p>また、救援物資ターミナルを設置して救援物資、調達物資等の受入れ、仕分け、在庫管理及び配送等を行うため、被災地や避難所への的確かつ迅速な供給体制を確保します。</p> <p>なお、ヘリコプターにより緊急に輸送される物資の受入れは、ヘリコプター臨時離着陸場にて行うものとします。</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第1編 地震災害対策計画

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第11節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策

頁	改正後	改正前
地震 3-22	第11節 緊急輸送道路等の確保対策 (略)	第11節 緊急交通路及び 緊急輸送道路等の確保対策 (略)
地震 3-23	第5 <u>地域内輸送拠点(救援物資ターミナル)</u> 市外からの救援物資を一時的に集積し、広域避難所等への振り分けをする <u>地域内輸送拠点(救援物資ターミナル)</u> を指定し整備を図ります。	第5 救援物資ターミナル 市外からの救援物資を一時的に集積し、広域避難所等への振り分けをする救援物資ターミナルを指定し整備を図ります。

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第1編 地震災害対策計画

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第12節 建築物等対策（危険度判定、応急修理）

頁	改正後	改正前
地震 3-25	<p>第1 被災建築物の震後対策</p> <p>1 応急危険度判定体制の整備</p> <p>大規模地震により被災した建築物が余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を、応急危険度判定士（知事の認定を受けた民間建築士及び被災していない地域の行政職員等）の協力を得て行います。</p>	<p>第1 被災建築物の震後対策</p> <p>1 応急危険度判定体制の整備</p> <p>大規模地震により被災した建築物が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を、応急危険度判定士（知事の認定を受けた民間建築士及び被災していない地域の行政職員等）の協力を得て行います。</p>

第1編 地震災害対策計画

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第17節 防災知識の普及

頁	改正後	改正前
地震 3-36	<p>第2 児童・生徒に対する教育</p> <p>市教育委員会及び幼稚園、学校等は、児童・生徒に対して災害に対する基礎的知識の習得を図るとともに、学校等で実施する防災訓練においては、様々な災害に応じた具体的な行動を取り入れる等、防災教育の徹底に努めます。</p>	<p>第2 園児・児童・生徒に対する教育</p> <p>市教育委員会及び幼稚園、学校等は、園児・児童・生徒に対して災害に対する基礎的知識の習得を図るとともに、学校等で実施する防災訓練においては、様々な災害に応じた具体的な行動を取り入れる等、防災教育の徹底に努めます。</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

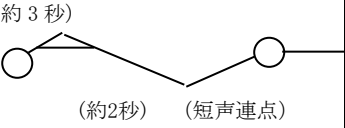
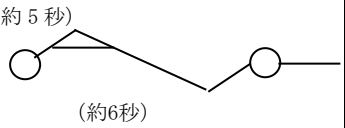
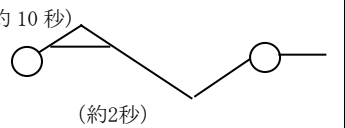
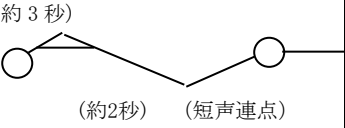
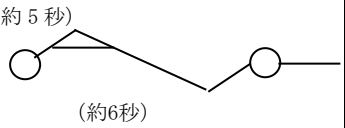
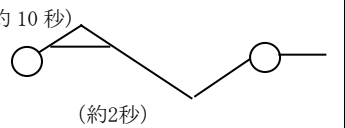
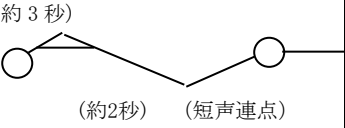
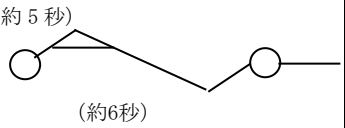
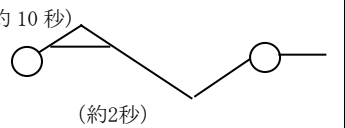
第1編 地震災害対策計画

第4章 災害時の応急活動対策

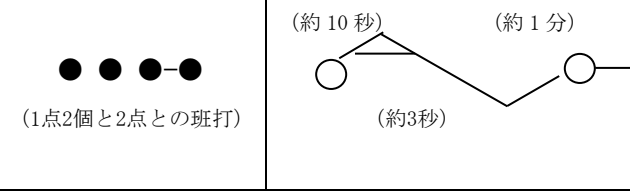
第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置、 第15節 津波対策

頁	改正後	改正前																																														
地震 4-3 地震 4-4 (第1節)	<p>3 津波に関する情報</p> <p>(1) 津波に関する情報の種類及び発表基準</p> <p>気象庁は、次の種類と基準により津波に関する情報を発表します。</p> <p>ア 大津波警報・津波警報・注意報</p> <p>津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に発表します。なお、日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については最速2分以内を目標に発表します。</p> <p>表 大津波警報・津波警報・注意報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">予想される津波の高さ</th> <th rowspan="2">とるべき行動</th> <th rowspan="2">想定される被害</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (発表基準)</th> <th>巨大地震の場合の表現</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td>10m超 (10m<高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</td> <td rowspan="3">木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。</td> </tr> <tr> <td>10m (5m<高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m<高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>3m (1m<高さ≤3m)</td> <td>高い</td> <td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>1m (20cm≤高さ≤1m)</td> <td>(表記しない)</td> <td>海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。</td> <td>海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。</td> </tr> </tbody> </table>		予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の場合の表現	大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。	10m (5m<高さ≤10m)	5m (3m<高さ≤5m)	津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。	津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。	<p>3 津波に関する情報</p> <p>(1) 津波に関する情報の種類及び発表基準</p> <p>気象庁は、次の種類と基準により津波に関する情報を発表します。</p> <p>ア 大津波警報・津波警報・注意報</p> <p>津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に発表します。なお、日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については最速2分以内を目標に発表します。</p> <p>表 津波警報・注意報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">予想される津波の高さ</th> <th rowspan="2">とるべき行動</th> <th rowspan="2">想定される被害</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (発表基準)</th> <th>巨大地震の場合の表現</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td>10m超 (10m<高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</td> <td rowspan="3">木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。</td> </tr> <tr> <td>10m (5m<高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m<高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>3m (1m<高さ≤3m)</td> <td>高い</td> <td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>1m (20cm≤高さ≤1m)</td> <td>(表記しない)</td> <td>海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。</td> <td>海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。</td> </tr> </tbody> </table>		予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の場合の表現	大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。	10m (5m<高さ≤10m)	5m (3m<高さ≤5m)	津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。	津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。
	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害																																												
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の場合の表現																																														
大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。																																												
	10m (5m<高さ≤10m)																																															
	5m (3m<高さ≤5m)																																															
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。																																													
津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。																																												
	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害																																												
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の場合の表現																																														
大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。																																												
	10m (5m<高さ≤10m)																																															
	5m (3m<高さ≤5m)																																															
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。																																													
津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。																																												


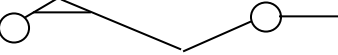

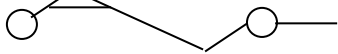

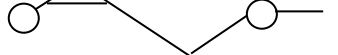

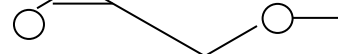

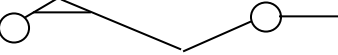

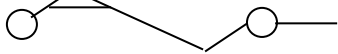

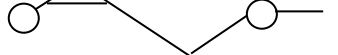

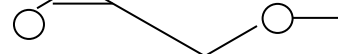

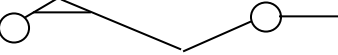

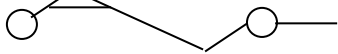

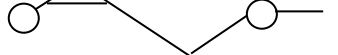

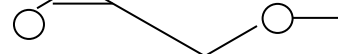
小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前																																									
	<p>(略)</p> <p><u>4</u> 大津波警報・津波警報・注意報の受伝達 (1) 大津波警報・津波警報・注意報の伝達 津波警報等の迅速、確実な伝達を行うため、防災行政無線等の情報伝達手段を活用します。</p> <p>表 津波予報の標識</p> <table border="1" data-bbox="331 662 1122 1348"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th colspan="2">標 識</th> </tr> <tr> <th>鐘 音</th> <th>サイレン音</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>●●●● (連 点)</td> <td>(約 3 秒)  (約2秒) (短声連点)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>●●●●●● (2 点)</td> <td>(約 5 秒)  (約6秒)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>●●●●●● (3点と2点との班打)</td> <td>(約 10 秒)  (約2秒)</td> </tr> <tr> <td>津波予報 (若干の海面変動)</td> <td colspan="2">鳴鐘、吹鳴しない。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	標 識		鐘 音	サイレン音	大津波警報	●●●● (連 点)	(約 3 秒)  (約2秒) (短声連点)	津波警報	●●●●●● (2 点)	(約 5 秒)  (約6秒)	津波注意報	●●●●●● (3点と2点との班打)	(約 10 秒)  (約2秒)	津波予報 (若干の海面変動)	鳴鐘、吹鳴しない。		<p>(略)</p> <p>4 情報の伝達系統 各機関は、地震及び津波に関する情報について、地震情報等の受伝達系統図により迅速・的確に伝達します。</p> <p>◆資料 3-1：地震及び津波に関する情報等の受伝達系統図</p> <p>(略)</p> <p>第1 津波情報の伝達 1 大津波警報・津波警報・注意報 気象庁は、次の種類と基準により大津波警報・津波警報・注意報を発表します。</p> <p>表 大津波警報・津波警報・注意報の種類及び実施基準</p> <table border="1" data-bbox="1167 965 1966 1377"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">予想される津波の高さ</th> <th rowspan="2">とるべき行動</th> <th rowspan="2">想定される被害</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (発表基準)</th> <th>巨大地震の場合の表現</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td>10m超 (10m<高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</td> <td rowspan="3">木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。</td> </tr> <tr> <td>10m (5m<高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m<高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>3m (1m<高さ≤3m)</td> <td>高い</td> <td></td> <td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>1m (20cm≤高さ≤1m)</td> <td>(表記しない)</td> <td>海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。</td> <td>海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。</td> </tr> </tbody> </table>		予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の場合の表現	大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。	10m (5m<高さ≤10m)	5m (3m<高さ≤5m)	津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い		標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。	津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。
津波警報等の種類	標 識																																										
	鐘 音	サイレン音																																									
大津波警報	●●●● (連 点)	(約 3 秒)  (約2秒) (短声連点)																																									
津波警報	●●●●●● (2 点)	(約 5 秒)  (約6秒)																																									
津波注意報	●●●●●● (3点と2点との班打)	(約 10 秒)  (約2秒)																																									
津波予報 (若干の海面変動)	鳴鐘、吹鳴しない。																																										
	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害																																							
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の場合の表現																																									
大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。																																							
	10m (5m<高さ≤10m)																																										
	5m (3m<高さ≤5m)																																										
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い		標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。																																							
津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。																																							

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>津波警報等 解除</p>  <p>(2) 組織体制の確立 各防災関係機関は、情報伝達系統、伝達先を再確認し、常に関係団体等の協力が得られるよう連携を密にするとともに、迅速な情報受伝達を可能とする組織体制の確立を図ります。</p> <p>(3) 大津波警報・津波警報・注意報等伝達要領 地震が発生し、有線電話が途絶又はその使用が著しく困難な場合においては、受伝達系統図（資料3-1）に基づき、速やかに大津波警報・津波警報・注意報等を伝達します。</p> <p>ア 海面監視及び報道の聴取 地震を感知した時、又は大津波警報・津波警報・注意報等の情報を入手した時は、直ちに海面状態を監視するとともに、当該地震又は津波に関する情報の入手に努めます。 なお、海面状態の監視は、市消防職員及び漁業関係者が行います。</p> <p>イ 内部連絡体制等の確立 (ア) 携帯電話、MC A無線、庁内LAN等を活用します。 (イ) 通信機材は日頃から訓練を行い、常に関係部局に連絡できる体制を確保します。</p>	<p>ア 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について津波予報を発表します。</p> <p>イ 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合があります。</p> <p>ウ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さを行います。</p> <p>② 大津波警報・津波警報・注意報の受伝達 (1) 大津波警報・津波警報・注意報の伝達 津波警報等の迅速、確実な伝達を行うため、防災行政無線等の情報伝達手段を活用します。</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前																		
<p>地震 4-80 地震 4-81 (第 15 節)</p>	<p>(ウ) 職員伝達網等により勤務時間外であっても内部連絡ができる体制を整えます。</p> <p><u>5 情報の伝達系統</u> 各機関は、地震及び津波に関する情報について、地震情報等の受伝達系統図により迅速・的確に伝達します。</p> <p>◆資料 3-1：地震及び津波に関する情報等の受伝達系統図</p> <p>第 1 津波情報の伝達 <u>津波情報の伝達については、「第 1 編 第 4 章 第 1 節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置 第 1 地震及び津波に関する情報の収集・伝達」を準用します。</u></p>	<p>表 津波予報の標識</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 400 1296 501">津波警報等の種類</th> <th data-bbox="1296 400 1570 501">標 鐘 音</th> <th data-bbox="1570 400 1951 501">識 サ イ レ ン 音</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 501 1296 647">大津波警報</td> <td data-bbox="1296 501 1570 647">  (連 点) </td> <td data-bbox="1570 501 1951 647"> (約 3 秒)  (約 2 秒) (短声連点) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 647 1296 794">津波警報</td> <td data-bbox="1296 647 1570 794">  (2 点) </td> <td data-bbox="1570 647 1951 794"> (約 5 秒)  (約 6 秒) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 794 1296 940">津波注意報</td> <td data-bbox="1296 794 1570 940">  (3点と2点との班打) </td> <td data-bbox="1570 794 1951 940"> (約 10 秒)  (約 2 秒) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 940 1296 1086">津波予報 (若干の海面変動)</td> <td colspan="2" data-bbox="1296 940 1951 1086">鳴鐘、吹鳴しない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 1086 1296 1281">津波警報等解除</td> <td data-bbox="1296 1086 1570 1281">  (1点2個と2点との班打) </td> <td data-bbox="1570 1086 1951 1281"> (約 10 秒) (約 1 分)  (約 3 秒) </td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	標 鐘 音	識 サ イ レ ン 音	大津波警報	 (連 点)	(約 3 秒)  (約 2 秒) (短声連点)	津波警報	 (2 点)	(約 5 秒)  (約 6 秒)	津波注意報	 (3点と2点との班打)	(約 10 秒)  (約 2 秒)	津波予報 (若干の海面変動)	鳴鐘、吹鳴しない。		津波警報等解除	 (1点2個と2点との班打)	(約 10 秒) (約 1 分)  (約 3 秒)
津波警報等の種類	標 鐘 音	識 サ イ レ ン 音																		
大津波警報	 (連 点)	(約 3 秒)  (約 2 秒) (短声連点)																		
津波警報	 (2 点)	(約 5 秒)  (約 6 秒)																		
津波注意報	 (3点と2点との班打)	(約 10 秒)  (約 2 秒)																		
津波予報 (若干の海面変動)	鳴鐘、吹鳴しない。																			
津波警報等解除	 (1点2個と2点との班打)	(約 10 秒) (約 1 分)  (約 3 秒)																		

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
		<p>(2) 組織体制の確立</p> <p>各防災関係機関は、情報伝達系統、伝達先を再確認し、常に関係団体等の協力が得られるよう連携を密にするとともに、迅速な情報受伝達を可能とする組織体制の確立を図ります。</p> <p>(3) 大津波警報・津波警報・注意報等伝達要領</p> <p>地震が発生し、有線電話が途絶又はその使用が著しく困難な場合においては、受伝達系統図（資料 3-1）に基づき、速やかに大津波警報・津波警報・注意報等を伝達します。</p> <p>ア 海面監視及び報道の聴取</p> <p>地震を感知した時、又は津波警報・注意報等の情報を入手した時は、直ちに海面状態を監視するとともに、当該地震又は津波に関する情報の入手に努めます。</p> <p>なお、海面状態の監視は、市消防職員及び漁業関係者が行います。</p> <p>イ 内部連絡体制等の確立</p> <p>(7) 携帯電話、MCA無線、庁内LAN等を活用します。</p> <p>(イ) 通信機材は日頃から訓練を行い、常に関係部局に連絡できる体制を確保します。</p> <p>(ウ) 職員伝達網等により勤務時間外であっても内部連絡ができる体制を整えます。</p> <p>◆資料 3-1：地震及び津波に関する情報等の受伝達系統図</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第1編 地震災害対策計画

第4章 災害時の応急活動対策

第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置

頁	改正後	改正前
地震 4-9	<p>第4 被害情報の収集・伝達</p> <p>1 異常現象の通報</p> <p>(1) 市民及び災害通報責任者の通報義務</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報します。</p> <p>(略)</p> <p>2 無線通信</p> <p>(略)</p>	<p>第4 被害情報の収集・伝達</p> <p>1 異常現象の通報</p> <p>(1) 市民及び災害通報責任者の通報義務</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報します。</p> <p>(略)</p> <p>2 無線通信</p> <p>(略)</p>
地震 4-14	<p><u>(5) 警察無線</u></p> <p><u>警察無線の運用については、神奈川県警察無線運用規程に基づき行う。</u></p>	

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第1編 地震災害対策計画

第4章 災害時の応急活動対策

第3節 避難対策、第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

頁	改正後	改正前
地震 4-24	<p>第1 避難勧告・指示の実施責任者</p> <p>1 避難勧告・指示</p> <p><u>市長は、避難のための立ち退きの勧告及び指示を、</u>防災関係機関の協力を得て実施します。</p> <p>(1) 避難勧告・指示の実施責任者</p> <p>(略)</p> <p>※ 警察官は、警察官職務執行法第4条第1項の規定により、指示のほか、状況に応じて、必要な警告を発する等の避難等の措置をとることができます。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 避難勧告・指示の実施責任者</p> <p>1 避難勧告・指示</p> <p>避難のための立ち退きの勧告及び指示は、<u>小田原警察署及び</u>防災関係機関の協力を得て実施します。</p> <p>(1) 避難勧告・指示の実施責任者</p> <p>(略)</p> <p>※ 警察官等は、警察官職務執行法第4条第1項の規定により、指示のほか、状況に応じて、必要な警告を発する等の避難等の措置をとることができます。</p> <p>(略)</p>
地震 4-26	<p>第2 避難所の開設</p> <p>1 避難所の開設場所</p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>風水害避難場所</u></p> <p>風水害により災害の範囲が限定される場合に、<u>小・中学校及び</u>公共施設等の中から短期的な避難場所として選定します。</p>	<p>第2 避難所の開設</p> <p>1 避難所の開設場所</p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>風水害等</u>避難所</p> <p>風水害等により災害の範囲が限定される場合は小・中学校及び公共施設等の中から短期的な避難所として選定します。</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
地震 4-35	<p>(5) <u>土砂災害避難場所</u> <u>風水害（土砂災害）により災害の範囲が限定される場合に、公共施設及び民間施設等の中から短期的な避難場所として選定します。</u></p> <p>(6) 県及び他市町村等の施設 (略)</p> <p>第6 応急仮設住宅の<u>供与等</u>及び住宅の応急修理計画 災害により住宅を失った被災者に対する応急仮設住宅の<u>供与等</u>、及び被害を受けた住宅の応急修理を、次の計画により実施します。</p> <p>第7 要配慮者対策 (略)</p>	<p>(5) 県及び他市町村等の施設 (略)</p> <p>第6 応急仮設住宅の<u>建設</u>及び住宅の応急修理計画 災害により住宅を失った被災者に対する応急仮設住宅の<u>建設</u>、及び被害を受けた住宅の応急修理を、次の計画により実施します。</p> <p>第7 要配慮者対策 (略)</p>
地震 4-37	<p>2 避難生活への対応 (略)</p> <p>(5) 福祉施設への収容 ア 広域避難所での対応が困難となった要配慮者については、広域避難所運営委員会において保健師、ケースワーカー等と協議し、次に掲げる福祉施設に家族単位により収容します。</p>	<p>2 避難生活への対応 (略)</p> <p>(5) 福祉施設への収容 ア 広域避難所での対応が困難となった要配慮者については、広域避難所運営委員会において保健師、ケースワーカー等と協議し、次に掲げる福祉施設に家族単位により収容します。</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	(ア) 市社会福祉センター (イ) 市生きがいふれあいセンターいそしぎ (ウ) 市鴨宮ケアセンター (エ) 市前羽福祉館 (オ) 市下中老人憩の家 (カ) 市立保育 <u>所</u> (6 施設)	(ア) 市社会福祉センター (イ) 市生きがいふれあいセンターいそしぎ (ウ) 市鴨宮ケアセンター (エ) 市前羽福祉館 (オ) 市下中老人憩の家 (カ) 市立保育園 (江之浦保育園を除く6 施設)

第1編 地震災害対策計画

第4章 災害時の応急活動対策

第5節 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動

頁	改正後	改正前
地震 4-50	<p>第4 救援物資の受入れ</p> <p>他自治体や企業・団体等から寄せられる救援物資の受入れは次の方法で実施します。</p> <p>1 受入れ</p> <p>救援物資は、<u>地域内輸送拠点</u> (救援物資ターミナル) で受け入れます。なお、ヘリコプターにより緊急に輸送される物資の受入れは、ヘリコプター臨時離着陸場において行います。</p> <p>2 受入れ方法</p> <p>救援物資は、<u>地域内輸送拠点</u> (救援物資ターミナル) で受付け、仕分け等の業務を行います。</p>	<p>第4 救援物資の受入れ</p> <p>他自治体や企業・団体等から寄せられる救援物資の受入れは次の方法で実施します。</p> <p>1 受入れ</p> <p>救援物資は、救援物資ターミナルで受入れます。なお、ヘリコプターにより緊急に輸送される物資の受入れは、ヘリコプター臨時離着陸場において行います。</p> <p>2 受入れ方法</p> <p>救援物資は、救援物資ターミナルで受付け、仕分け等の業務を行います。</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>なお、個人からの救援物資については原則<u>受け入れ</u>ないものとし、義援金による支援を呼びかけるものとします。</p> <p>ア 救援物資は依頼項目に限定し、可能な限り義援金による支援に替えます。</p> <p>イ 荷物には、物資の内訳及び数量等の必要事項を明記します。</p> <p>ウ 腐敗しやすい生鮮食料品は受け付けないものとします。</p> <p>3 人員配置</p> <p>ア 被害規模等状況に応じて、<u>地域内輸送拠点</u>（救援物資ターミナル）に物資受付員、連絡員及び仕分員を配置します。</p>	<p>なお、個人からの救援物資については原則<u>受入れ</u>ないものとし、義援金による支援を呼びかけるものとします。</p> <p>ア 救援物資は依頼項目に限定し、可能な限り義援金による支援に替えます。</p> <p>イ 荷物には、物資の内訳及び数量等の必要事項を明記します。</p> <p>ウ 腐敗しやすい生鮮食料品は受け付けないものとします。</p> <p>3 人員配置</p> <p>ア 被害規模等状況に応じて、救援物資ターミナルに物資受付員、連絡員及び仕分員を配置します。</p>

第1編 地震災害対策計画

第4章 災害時の応急活動対策

第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

頁	改正後	改正前
地震 4-56	<p>第1 交通の確保</p> <p>(略)</p> <p>2 <u>通行</u>の禁止及び制限等</p> <p>(略)</p>	<p>第1 交通の確保</p> <p>(略)</p> <p>2 <u>交通</u>の禁止及び制限等</p> <p>(略)</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第1編 地震災害対策計画

第4章 災害時の応急活動対策

第8節 警備・救助対策

頁	改正後	改正前
地震 4-60	<p>第2 災害応急対策の実施 (略)</p> <p>3 避難指示等 警察官は、災害対策基本法第61条第1項又は警察官職務執行法第4条第1項により、避難指示又は避難の措置を講じます。 (略)</p>	<p>第2 災害応急対策の実施 (略)</p> <p>3 避難指示等 警察官等は、災害対策基本法第61条第1項又は警察官職務執行法第4条第1項により、避難指示又は避難の措置を講じます。 (略)</p>
地震 4-61	<p>第4 津波対策 (略)</p> <p>2 避難措置 警察官は、津波警報等が発表された場合又は津波による浸水が発生するおそれのある場合もしくは被害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、直ちに沿岸住民及び海浜利用者等に避難の措置を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行います。また、この場合において、市長からの要請があったときは、避難の指示を行います。</p>	<p>第4 津波対策 (略)</p> <p>2 避難措置 警察官等は、津波警報等が発表された場合又は津波による浸水が発生するおそれのある場合もしくは被害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、直ちに沿岸住民及び海浜利用者等に避難の措置を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行います。また、この場合において、市長からの要請があったときは、避難の指示を行います。</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第1編 地震災害対策計画

第5章 復旧・復興対策

第3節 復興対策の実施

頁	改正後	改正前
地震 5-9	<p>第7 生活再建支援</p> <p>1 被災者の経済的再建支援</p> <p>被災者の生活再建が円滑に進むよう、<u>被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など住宅に関する各種調査の必要性や実施時期の違いについて被災者に明確に説明します。</u></p> <p><u>また、被災者生活再建支援金の支給申請や災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け及びり災証明書の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化します。</u></p>	<p>第7 生活再建支援</p> <p>1 被災者の経済的再建支援</p> <p>被災者の生活再建が円滑に進むよう、被災者生活再建支援金の支給申請や災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け及びり災証明書の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化します。</p> <p>また、</p>

第1編 地震災害対策計画

第6章 東海地震に関する事前対策

第3節 警戒宣言発令時等対策

頁	改正後	改正前
地震 6-18	<p>第11 市が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>(略)</p> <p>5 不特定多数の者が出入りする施設等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 個別事項</p> <p>(略)</p>	<p>第11 市が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>(略)</p> <p>5 不特定多数の者が出入りする施設等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 個別事項</p> <p>(略)</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
地震 6-20	<p>イ 動物園等にあつては、飼育動物の逃走防止のため次の措置を講じます。</p> <p>(ア) 動物舎、外柵、錠等、施設の安全点検</p> <p>(イ) 捕獲用資材の確認準備</p> <p>(ウ) 警察等関係機関へ<u>連絡</u></p> <p>第 1 2 警備対策</p> <p>(略)</p> <p>2 警戒宣言発令時対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 情報の収集・伝達</p> <p>東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が<u>発令</u>された場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速・的確に収集・把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため、次の活動を実施します。</p> <p>(略)</p>	<p>イ 動物園等にあつては、飼育動物の逃走防止のため次の措置を講じます。</p> <p>(ア) 動物舎、外柵、錠等、施設の安全点検</p> <p>(イ) 捕獲用資材の確認準備</p> <p>(ウ) 警察等関係機関へ<u>出動要請</u></p> <p>第 1 2 警備対策</p> <p>(略)</p> <p>2 警戒宣言発令時対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 情報の収集・伝達</p> <p>東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が<u>公表</u>された場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速・的確に収集・把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため、次の活動を実施します。</p> <p>(略)</p>
地震 6-23	<p>第 1 5 児童・生徒等保護対策</p> <p>東海地震注意情報が発表された場合、学校等は、児童・生徒（以下「児童等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期するとともに、緊急事態に備え・迅速にして的確に対応できる綿密な保護対策が講ぜられなければなりません。特に、学校等の長は、児童等の保護について次の事項に十分留意し、具体的な対策計画を定めます。</p>	<p>第 1 5 児童・生徒等保護対策</p> <p>東海地震注意情報が発表された場合、学校等は、児童・生徒及び<u>園児</u>（以下「児童等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期するとともに、緊急事態に備え・迅速にして的確に対応できる綿密な保護対策が講ぜられなければなりません。特に、学校等の長は、児童等の保護について次の事項に十分留意し、具体的な対策計画を定めます。</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第1編 地震災害対策計画

第7章 南海トラフ地震災害に対する対策

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

頁	改正後	改正前
地震 7-9	<p>第3 児童・生徒に対する教育</p> <p>児童・生徒等、防災上重要な施設管理者等に対する教育は、「第1編 第3章 第17節 第2 児童・生徒に対する教育」を準用します。</p>	<p>第3 園児・児童・生徒に対する教育</p> <p>児童・生徒等、防災上重要な施設管理者等に対する教育は、「第1編 第3章 第17節 第2 園児・児童・生徒に対する教育」を準用します。</p>

第2編 風水害対策計画

第3章 災害応急活動事前対策の充実

第6節 要配慮者に対する対策

頁	改正後	改正前
風水害 3-6	<p>第1 避難誘導及び生活支援体制の整備</p> <p>(略)</p>	<p>第1 避難誘導及び生活支援体制の整備</p> <p>(略)</p>
風水害 3-7	<p>3 生活支援</p> <p>(略)</p> <p>オ 洪水予報河川または水位周知河川の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難が行われるよう、洪水予報や土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めます。<u>また、当該施設の所有者または管理者に対して、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の必要性を周知するとともに、状況等について定期的に確認するよう努めます。</u></p>	<p>3 生活支援</p> <p>(略)</p> <p>オ 洪水予報河川の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、洪水予報や土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めます。</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第2編 風水害対策計画

第3章 災害応急活動事前対策の充実

第16節 防災知識の普及

頁	改正後	改正前
風水害 3-11	第2 児童・生徒に対する教育 第1編 地震災害対策計画 第3章第17節「第2 児童・生徒に対する教育」を準用します。	第2 園児・ 児童・生徒に対する教育 第1編 地震災害対策計画 第3章第17節「第2 園児・ 児童・生徒に対する教育」を準用します。

第2編 風水害対策計画

第4章 災害時の応急活動対策

第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置

頁	改正後	改正前
風水害 4-1	第1 注意報及び警報等の収集・伝達 1 注意報及び警報等の受理 (略) (3) 土砂災害警戒情報 大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、 <u>市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して、大雨警報の伝達系統に準じて、横浜地方気象台及び県から関係機関へ伝達される防災情報</u> です。	第1 注意報及び警報等の収集・伝達 1 注意報及び警報等の受理 (略) (3) 土砂災害警戒情報 横浜地方気象台及び県は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や市民の避難行動を支援するため、市町村単位の土砂災害警戒情報を発表し、大雨警報の伝達系統に準じて、横浜地方気象台から関係機関へ情報伝達されます。

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第3編 特殊災害対策計画

第1章 火山災害対策

第1節 災害予防

頁	改正後	改正前																																
特殊 1-5	<p>第1 火山情報の伝達体制</p> <p>1 噴火警報等の発表</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 噴火警戒レベル</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>イ 箱根山の噴火警戒レベル</p> <p style="text-align: center;">表 箱根山の噴火警戒レベル</p> <p style="text-align: right;">平成 29 年 6 月改定</p> <table border="1" data-bbox="338 828 1151 1394"> <thead> <tr> <th>予報警報</th> <th>対象範囲</th> <th>レベル</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地及びそれより火口側</td> <td>レベル5 (避難)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>レベル4 (避難準備)</td> <td>箱根町の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)</td> <td>警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要配慮者等の避難等が必要。 <u>箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要があること、居住</u></td> <td>・有感地震の多発や顕著な地殻変動等により居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。</td> </tr> </tbody> </table>	予報警報	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動	想定される現象等	噴火警報	居住地及びそれより火口側	レベル5 (避難)	(略)	(略)	(略)	レベル4 (避難準備)	箱根町の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要配慮者等の避難等が必要。 <u>箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要があること、居住</u>	・有感地震の多発や顕著な地殻変動等により居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。	<p>第1 火山情報の伝達体制</p> <p>1 噴火警報等の発表</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 噴火警戒レベル</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>イ 箱根山の噴火警戒レベル</p> <p style="text-align: center;">表 箱根山の噴火警戒レベル</p> <p style="text-align: right;">平成 21 年 3 月運用開始</p> <table border="1" data-bbox="1189 828 1980 1394"> <thead> <tr> <th>予報警報</th> <th>対象範囲</th> <th>レベル</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地及びそれより火口側</td> <td>レベル5 (避難)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>レベル4 (避難準備)</td> <td>箱根町の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)</td> <td>警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要配慮者等の避難等が必要</td> <td>・有感地震の多発や顕著な地殻変動等により居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。</td> </tr> </tbody> </table>	予報警報	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動	想定される現象等	噴火警報	居住地及びそれより火口側	レベル5 (避難)	(略)	(略)	(略)	レベル4 (避難準備)	箱根町の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要配慮者等の避難等が必要	・有感地震の多発や顕著な地殻変動等により居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。
予報警報	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動	想定される現象等																													
噴火警報	居住地及びそれより火口側	レベル5 (避難)	(略)	(略)	(略)																													
		レベル4 (避難準備)	箱根町の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要配慮者等の避難等が必要。 <u>箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要があること、居住</u>	・有感地震の多発や顕著な地殻変動等により居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。																													
予報警報	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動	想定される現象等																													
噴火警報	居住地及びそれより火口側	レベル5 (避難)	(略)	(略)	(略)																													
		レベル4 (避難準備)	箱根町の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要配慮者等の避難等が必要	・有感地震の多発や顕著な地殻変動等により居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。																													

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後				改正前					
<p>特殊 1-5</p>	<p>火口周辺警報 火口周辺警報</p>	<p>レベル3 (入山規制)</p>	<p>箱根町の居住地域近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される</p>	<p>地が<u>想定火口に近いことから、箱根町はこの段階で避難指示(緊急)を発令。</u></p> <p>住民は通常的生活。状況に応じて要配慮者等の避難準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。<u>特定地域では避難。</u>状況に応じて要配慮者の避難準備等。</p>	<p>・<u>想定火口域を超えて大きな噴石が飛散するような噴火の発生。</u></p> <p>・地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火の発生が予想される。</p>	<p>火口周辺警報 噴火予報</p>	<p>火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 火口から少し離れた所までの火口周辺 火口内等</p> <p>レベル3 (入山規制)</p> <p>レベル2 (火口周辺規制)</p> <p>レベル1 (活火山であることを留意)</p>	<p>箱根町の居住地域近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>住民は通常的生活。状況に応じて要配慮者等の避難準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>・地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火の発生が予想される。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p>注 ここていう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。</p>										

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
<p>特殊 1-6</p>	<p>噴火予報 レベル1 火口 (活火山で 内等 あることに 留意) (略) (略) (略)</p> <p>注 ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。</p> <p>(4) 降灰予報</p> <p>ア 降灰予報 (定時)</p> <p><u>噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的 (3 時間ごと) に発表し、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を、1 8 時間先 (3 時間区切り) までお知らせする。</u></p> <p>イ 降灰予報 (速報)</p> <p><u>降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が</u>予報された場合に、噴火発生後、速やかに (5 ~ 1 0 分程度) で発表し、噴火発生から 1 時間以内の降灰量や小さな噴石の落下範囲をお知らせする。</p> <p>ウ 降灰予報 (詳細)</p> <p><u>降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が</u>予測された場合に、噴火後 2 0 分 ~ 3 0 分程度で発表し、噴火発生から 1 時間ごと 6 時間先までの降灰量や市町村ごとの降灰開始時間をお知らせする。</p>	<p>(4) 降灰予報</p> <p>ア 降灰予報 (定期)</p> <p>噴火のおそれがある火山に対して、噴火発生の有無にかかわらず定期的 (3 週間ごと) に発表し、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を、3 時間ごと 1 8 時間先までお知らせする。</p> <p>イ 降灰予報 (速報)</p> <p>降灰が予報された場合に、噴火発生後、速やかに (5 ~ 1 0 分程度) で発表し、噴火発生から 1 時間以内の降灰量や小さな噴石の落下範囲をお知らせする。</p> <p>ウ 降灰予報 (詳細)</p> <p>降灰が予測された場合に、噴火後 2 0 分 ~ 3 0 分程度で発表し、噴火発生から 1 時間ごと 6 時間先までの降灰量や市町村ごとの降灰開始時間をお知らせする。</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第3編 特殊災害対策計画

第5章 航空災害対策

第2節 災害時の応急活動計画

頁	改正後	改正前
特殊 5-3	<p>第3 搜索、救助・救急、消火及び医療救護活動 (略)</p> <p>2 消火活動 (略)</p> <p>イ 市は、必要に応じて消防相互応援協定<u>等</u>に基づき、他自治体に消火活動の応援要請を行います。</p>	<p>第3 搜索、救助・救急、消火及び医療救護活動 (略)</p> <p>2 消火活動 (略)</p> <p>イ 市は、必要に応じて消防相互応援協定に基づき、他自治体に消火活動の応援要請を行います。</p>

第3編 特殊災害対策計画

第6章 鉄道災害対策

第2節 災害時の応急活動計画

頁	改正後	改正前
特殊 6-3	<p>第3 救助・救急、消火及び医療救護活動 (略)</p> <p>2 消火活動 (略)</p> <p>ウ 市は、必要に応じて消防相互応援協定<u>等</u>に基づき、他自治体に対して消火活動の応援要請を行います。</p> <p>エ 発災現場が市外の場合は、発災現場の市町からの要請又は消防相互応援協定<u>等</u>に基づき、消防機関による応援の実施に努めます。</p>	<p>第3 救助・救急、消火及び医療救護活動 (略)</p> <p>2 消火活動 (略)</p> <p>ウ 市は、必要に応じて消防相互応援協定に基づき、他自治体に対して消火活動の応援要請を行います。</p> <p>エ 発災現場が市外の場合は、発災現場の市町からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の実施に努めます。</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

第3編 特殊災害対策計画

第8章 放射性物質災害対策

第2節 災害時の応急活動計画

頁	改正後	改正前
特殊 8-6	<p>第2 活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>3 県警察の活動体制</p> <p>県警察は、放射性物質の漏えいの事故が発生した場合、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、関係警察署に警察署災害警備本部を設置して指揮体制を確立します。</p>	<p>第2 活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>3 県警察の活動体制</p> <p>県警察は、放射性物質の漏えいの事故が発生した場合、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地警備本部又は現地指揮所を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置して指揮体制を確立します。</p>

第3編 特殊災害対策計画

第10章 大規模火災対策

第2節 災害時の応急活動計画

頁	改正後	改正前
特殊 10-5	<p>第2 活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 消火活動</p> <p>ア 市及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。</p> <p>イ 市は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他自治体に消火活動の応援要請を行います。</p> <p>ウ 被災地が市外の場合は、被災自治体からの要請又は消防</p>	<p>第2 活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 消火活動</p> <p>ア 市及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。</p> <p>イ 市は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他自治体に消火活動の応援要請を行います。</p> <p>ウ 被災地が市外の場合は、被災自治体からの要請又は消</p>

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の実施に努めます。	防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の実施に努めます。

用語集

頁	改正後	改正前				
用語 2	<table border="1"> <tr> <td>緊急通行車両</td> <td><u>災害発生時に災害応急対策に従事する車両</u>として<u>県公安委員会等</u>で確認を受けた車両をいいます。この車両は<u>緊急交通路</u>を通行することができます。</td> </tr> </table>	緊急通行車両	<u>災害発生時に災害応急対策に従事する車両</u> として <u>県公安委員会等</u> で確認を受けた車両をいいます。この車両は <u>緊急交通路</u> を通行することができます。	<table border="1"> <tr> <td>緊急通行車両</td> <td>地震発生時の交通規制により、一般車両の通行は禁止または制限されますが、公安委員会で確認を受けた緊急車両をいいます。この車両は優先して通行することができます。</td> </tr> </table>	緊急通行車両	地震発生時の交通規制により、一般車両の通行は禁止または制限されますが、公安委員会で確認を受けた緊急車両をいいます。この車両は優先して通行することができます。
緊急通行車両	<u>災害発生時に災害応急対策に従事する車両</u> として <u>県公安委員会等</u> で確認を受けた車両をいいます。この車両は <u>緊急交通路</u> を通行することができます。					
緊急通行車両	地震発生時の交通規制により、一般車両の通行は禁止または制限されますが、公安委員会で確認を受けた緊急車両をいいます。この車両は優先して通行することができます。					
用語 7	<table border="1"> <tr> <td>要配慮者</td> <td>高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など、<u>防災施策において特に配慮を要する者</u>をいいます。</td> </tr> </table>	要配慮者	高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など、 <u>防災施策において特に配慮を要する者</u> をいいます。	<table border="1"> <tr> <td>要配慮者</td> <td>高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など、災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくく、特に配慮を要する者をいいます。</td> </tr> </table>	要配慮者	高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など、災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくく、特に配慮を要する者をいいます。
要配慮者	高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など、 <u>防災施策において特に配慮を要する者</u> をいいます。					
要配慮者	高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など、災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくく、特に配慮を要する者をいいます。					